

＜減価償却資産の定額法の償却率 [耐用年数 20 年以下を抜粋]＞

耐用年数	減価償却資産の 定額法の償却率	耐用年数	減価償却資産の 定額法の償却率
1	-	11	0.091
2	0.500	12	0.084
3	0.334	13	0.077
4	0.250	14	0.072
5	0.200	15	0.067
6	0.167	16	0.063
7	0.143	17	0.059
8	0.125	18	0.056
9	0.112	19	0.053
10	0.100	20	0.050

※耐用年数 20 年を超える物品の減価償却資産の定額法の償却率は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（最終改正：令和 2 年 6 月 30 日財務省令第 56 号）別表第八により確認すること。

また、耐用年数は、受注者より自社保管（10 万円以上で固定資産台帳を作成）する際の耐用年数を聞き取りした上で設定する。必要に応じて「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（最終改正：令和 2 年 6 月 30 日財務省令第 56 号）により耐用年数の妥当性を確認する。

3) リース計上

リース品の場合は、賃料を全額計上（リース計上）することを基本とする。

(6) 経費計上の除外

以下の項目に係る経費については、計上の対象外とする。

- ・個人売買（オークションサイトやフリーマーケットサイト等）により購入した物品等。
- ・インターネット通販で購入した物品等の配送料又は手数料が明らかに法外な価格となっている場合における配送料又は手数料。
- ・インターネット通販等で個人のクレジットカードを利用することによって得られる特典や、会員購入によるポイントが取得されたことが認められた物品等の当該特典及びポイント分の費用。（物品等の価格から当該特典及びポイント分の費用を減じる。）
- ・熱中症対策のために購入された物品等。
- ・新型コロナウイルス感染症を診断するため PCR 検査等にかかる費用。

※購入された物品等の使用目的によって判断する。（表－2 参照）

- ・受注者から新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る協議又は報告がされていない物品等。
- ・領収書等の根拠資料が提出されていない物品等。（見積書のみ提出の場合、計上不可）
- ・設計業務等におけるテレビ会議等のための機材・通信費等、個別の業務における対策であることが確認できないもの。
- ・新型コロナウイルス感染症を診断するため PCR 検査等が必要と判断した場合にかかる費用は公費負担であり、また、自費診療は自己判断により受診するものであるため積上げの対象外とする。

4. 積算体系

(1) 積算項目

感染症対策経費は、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として、以下の項目に積上げ計上するものとし、その全額を全ての諸経費（工事：現場管理費・一般管理費等、業務：諸経費）の率計上の対象外とする。

工事 : 共通仮設費※

業務 : 直接経費

※感染症対策通知では、感染症対策経費を共通仮設費及び現場管理費に計上することとされているが、感染症対策経費は全ての諸経費の対象外とするため、どちらに項目に計上しても総額は変わらない。一方、計上する品目によっては、共通仮設費及び現場管理費のどちらに該当するか明瞭でない品目又はどちらにも該当する品目もあるため、感染症対策経費は共通仮設費にまとめて積上げ計上することとする。

(2) 請負比率の取扱

感染症対策経費に係る請負比率の取扱は以下のとおりとする。

- ① 総価契約単価合意方式の適用工事 : 合意率を乗じない
- ② ①以外の工事・業務等 : 落札率を乗じない※

※感染症対策経費は、不可抗力として発生する費用となるため、また、工事・業務実施における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底させるため、実態精算と基本とする。

また、空港請負工事積算システムでは、総価契約単価合意方式以外の工事、業務の積算において、落札率を乗じないようにする機能がないため、感染症対策経費は落札率で割り戻した上で1円未満の端数の切捨て処理をした価格設定とする。

$\begin{aligned} \text{例 : } & 45,000,000 \text{ 円 (感染症対策経費)} \div 0.9 \text{ (落札率 90\%)} \\ & = 50,000,000 \text{ 円 (感染症対策経費[補正後])} \end{aligned}$

5. その他

衛生用品等の消耗物品の使用量については、写真等による履行確認を行う。

表－1

◆国土交通省所管物品管理事務取扱規則

(最終改正：令和2年3月31日国土交通省訓令第26号)

第3条（事務の総括）

大臣官房会計課長は、国土交通省所管の物品に関する事務を総括する。

第4条（分類及び細分類）

法第3条の規定による物品の分類及び細分類は、それぞれ別表第2及び別表第3に定めるところによる。

別表第2（略）

別表第3（抜粋）

細分類	細分類の属する物品
備品	<u>機械及び器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品。</u> ただし、部品及び附属品に供するもの並びに取得価格（取得価格が明らかではない場合は、見積価格）が少額の物品を除く。（仮設物及び不用品の細分類に属する物品を除く。）
消耗品	他の細分類に属しない物品
(以下省略)	

◆国土交通省所管物品管理事務取扱規則の運用方針について

(最終改正：平成29年3月30日国官会第4386号)

第4条関係

別表第3中「原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品」とは、1年以上にわたり反復使用に耐えると認められるものとし、「取得価格が少額の物品」とは、1個又は1組の取得価格が5万円未満の物品とする。

表-2

	通知日	区分	計上項目	積算方法	対策の例										
新型コロナ感染防止対策	R2.4.20	共通 仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ●そのほか、感染拡大防止のために必要と認められる対策 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更 (積上げ)											
		現場 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ●現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ●工事期間中、現場事務所等に設置される遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ●そのほか、感染拡大防止のために必要と認められる対策 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更 (積上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ●マウスシールド・フェイスシールド ●冷感素材のマスク等 ●扇風機・送風機等(換気目的) 										
熱中症対策	H30.3.29	共通 仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ●現場環境改善費(K) $K = i \cdot P_i + \alpha$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1.現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2.盗難防止対策 3.避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇等	営繕関係	1.現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2.盗難防止対策 3.避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表等	当初 (率計上)	<ul style="list-style-type: none"> ●スポットクーラー、扇風機・送風機等 (空調目的) ●ドライミスト発生装置 ●テント付きの屋外休憩所
	計上費目	実施する内容 (率計上分)													
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇等														
営繕関係	1.現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等														
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2.盗難防止対策 3.避暑 (熱中症予防)・防寒対策														
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表等														
	R1.6.12 R2.7.20	現場 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ●工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2)</td> </tr> <tr> <td>真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期</td> </tr> <tr> <td>※真夏日：日最高気温 28℃又は WBGT25℃以上</td> </tr> </table>	補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2)	真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期	※真夏日：日最高気温 28℃又は WBGT25℃以上	設計変更 (率補正)	<ul style="list-style-type: none"> ●マスクと併用可能な空調機器等 (空調機能付き作業服、首掛けクーラー等) ●冷感スプレー等 							
補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2)															
真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期															
※真夏日：日最高気温 28℃又は WBGT25℃以上															